

鳩山内閣のもと、国民生活に直結する厚生労働委員会で、たつた一ヶ月の間に一度も強行採決をしたということは、憲政史上まれに見る、許しがたい暴挙であります。

ようやく我が国にもマニフェスト政治、マニフェスト選挙が根づいてきたやさきに、このようないマニフェスト違反、マニフェスト詐欺が横行なマニフェスト違法、マニフェスト詐欺が横行し、その結果、マニフェストという言葉 자체、またその概念を著しく失墜させている民主党の罪は、極めて重大なものがあります。

事業仕分けの第二弾が始まることであります。が、民主党は、各省の事業を仕分けする前に、まず民主党のマニフェストそのものを仕分けすることが先決なのではないでしょうか。さらに、民主党の政治と金、北教組問題、国家の危機管理の欠如といった問題があるにもかかわらず、この状況に物が言えない、自浄能力や自己解決能力ゼロの独裁政治そのものを仕分けすることが最優先ではないでしょうか。

鳩山総理、閣僚各位、あなた方は歴史の法廷に立つ覚悟があるのでしょうか。

○議長(横路孝弘君) 菅原・秀君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○菅原一秀君(続) これだけ理念なき、財源なきばらまきを繰り返し、財政破綻への道を歩み、安全保障の基軸である日米同盟を揺るがし、天下りは聖域なく根絶すると言っていたことをいとも簡単に覆す。そして、この医療保険制度の改悪。国民の負担と不安は増大する一方です。

今だけがいい政治、選舉に勝つためには後先を考えず、手段を選ばない政治、今こそ、このような政治にビリオドを打たなければなりません。発足当时八〇%あった鳩山内閣の支持率も、今や二八%になりました。昔から、ツルは千年、カメは万年と言いますが、ハトは一年ということが現実のものとなっていました。

鳩山総理は、直ちに總辞職をするか、さもなくば解散して国民に信を問うべきことを進言し、私の反対討論いたします。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 三宅雪子さん。

(三宅雪子君登壇)

しかししながら、これまでの政権によるたび重なる診療報酬のマイナス改定等により、救急、産科等の地域医療の崩壊や勤務医の過重労働など、医療現場においてさまざまな問題が生じております。

現政権は、こうした医療の再建を図るために、前政権の医療費抑制策を転換し、診療報酬の十年ぶりのネットでのプラス改定を行ったところであります。

一方、人口の高齢化や医療技術の進歩などにより、医療費は毎年着実にふえ続けており、また、昨年のいわゆるリーマン・ショック以降の経済状況の悪化により、各医療保険者の財政状況は非常に厳しくなっています。

今回の法律案は、市町村国保、協会けんぽ、後期高齢者医療制度、それぞれの平成二十一年度以降の保険料の上昇をできるだけ抑制するため、各保険者の責に帰すことができない問題点に着目した財政支援措置等を講じることを主な内容としています。

具体的には、市町村国保につきましては、低所得者の数に着目した補助を継続すること、協会けんぽにつきましては、給与やボーナスの激減な落込みによる保険料収入の減少に対応するため、

た。一方、我が国は、およそ半世紀前に国民皆保険を実現し、だれもが安心して医療を受けることができる医療体制を構築し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきたところであり、このことは世界に誇るべきことであると考えます。

なお、この法案の中で盛り込まれている後期高齢者支援金に対する総報酬割の導入について、国の方的に押しつける肩がわり法案とは異なり、総報酬割により捻出される財源をすべて協会けんぽの支援に充てるとともに、財政力の弱い健保組合の負担は軽減されるものであり、肩がわりとの批判は全く当たらないものと考えます。

ただし、総報酬割の導入により負担がふえる健保組合の方々には、引き続き丁寧に理解を得る努力をされることを政府には要請したいと思います。

また、この法案は、保険料の上昇をできる限り抑制するため、当面の財政支援措置を講ずるのみならず、あわせて、将来の医療保険制度の一元的運用を見据え、国民健康保険の財政の安定化を図っていくために、都道府県単位での運営の広域化をより進めることができるような方策も盛り込んでおります。

今回の法案は、市町村や中小企業の従業員の皆さんのが加入する協会けんぽなどから早期成立が強

く求められており、国民皆保険のもと、国民が安心して医療が受けられるようにするためには成立させなければならないものであると考えております。

議員各位におかれましては、厳しい状況に置かれている国民皆保険につきましても責任を持っております。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

午後零時二十七分散会

します。

出席国務大臣

厚生労働大臣 長妻 昭君

一、去る十三日、議長において、次のとおり理事補欠選任した。
 理事 池田 元久君 (理事鈴木克昌君昨十四日理事辞任につきその補欠)
 (常任委員辞任及び補欠選任)
 厚生労働大臣 長妻 昭君
 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
 中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律
 一、昨十四日、小幡参議院事務総長から鬼塚事務総長あて、参議院は裁判官彈劾裁判所裁判員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

佐藤 昭郎君

(報告書受領)

一、去る十三日、内閣から次の報告書を受領した。

自衛隊法第六十二条第五項の規定に基づく平成二十一年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員に準用する同法第二十三条第三項の規定に基づく平成二十一年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告

(理事補欠選任)

一、昨十四日、財務金融委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 池田 元久君 (理事鈴木克昌君昨十四日理事辞任につきその補欠)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

野木 実君

補欠

森山 裕君

小野塚勝俊君

辞任

石井 章君

補欠

磯谷香代子君

辞任

菊田真紀子君

補欠

橋 康一郎君

辞任

津川 祥吾君

補欠

橋 康一郎君

辞任

赤澤 亮正君

補欠

小山 展弘君

辞任

橋 康一郎君

補欠

赤澤 亮正君

議院運営委員

石井 章君

磯谷香代子君

橋 康一郎君

橋 康一郎君